

## 女川町の給与・定員管理等について

## 1 総括

## (1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (23年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 22年度の人件費率
23年度	人 8,335	千円 26,072,690	千円 1,442,141	千円 1,109,933	% 4.26	% 18.9

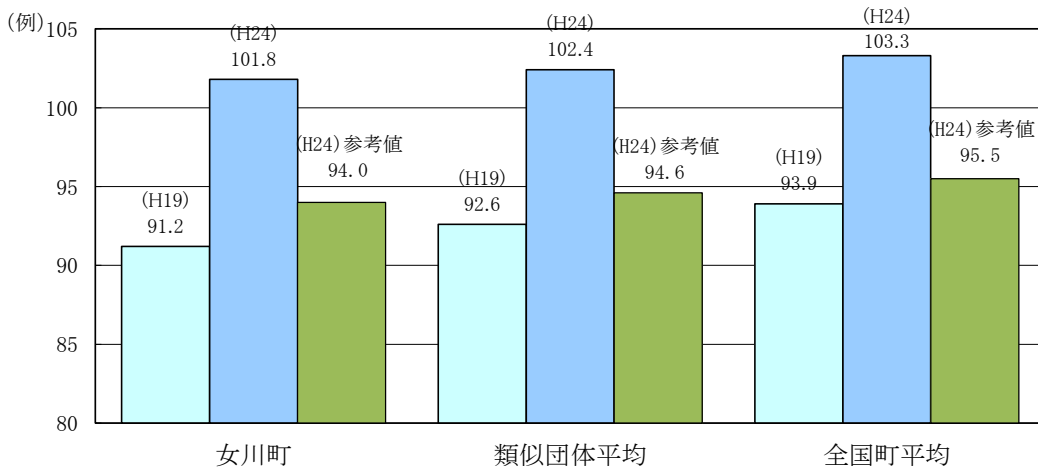
## (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給 与			計 B	一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当			
23年度	人 140	千円 446,078	千円 77,433	千円 156,730	千円 680,241	千円 4,859	千円 5,649

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
2 職員数は、23年4月1日現在の人数である。

## (3) 特記事項

## (4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。  
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。  
3 「参考値」は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定特例法による措置が無いとした場合の値です。

## 2 一般行政職給料表の状況（24年4月1日現在）

(単位：円)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1号給の 給料月額	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600
最高号給の 給料月額	243,700	307,800	354,700	388,300	400,600	422,600

(注) 給料月額は、給与抑制措置を行う前のものである。

## 3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

## (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（24年4月1日現在）

## ①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
女川町	42.4 歳	309,500 円	353,200 円	335,400 円
宮城県	42.5 歳	339,022 円	419,141 円	375,600 円
国	42.8 歳	329,917 円	---	401,789 円
類似団体	43.1 歳	317,105 円	359,062 円	341,778 円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
女川町	49.5 歳	14 人	257,000 円	283,692 円	271,821 円	---	---	---	---
うち運転技術員	49.8 歳	2 人	275,900 円	---	---	運転技術員	53.0 歳	254,100 円	---
うち清掃職員	54.3 歳	1 人	300,700 円	---	---	清掃職員	---	---	---
うち調理員	57.8 歳	3 人	273,800 円	280,067 円	273,800 円	調理員	41.4 歳	239,000 円	---
うち用務員	41.8 歳	4 人	246,800 円	283,750 円	278,150 円	用務員	53.5 歳	206,600 円	---
うちその他	49.7 歳	4 人	234,400 円	258,500 円	241,150 円	その他	---	---	---
宮城県	49.9 歳	243 人	333,420 円	377,776 円	359,674 円	---	---	---	---
国	49.7 歳	3,479 人	285,030 円	---	321,662 円	---	---	---	---
類似団体	48.7 歳	7 人	273,747 円	---	285,104 円	---	---	---	---

(2) 職員の初任給の状況 (24年4月1日現在)

区分	学歴	女川町	宮城県	国
一般行政職	大学卒	172,200 円	178,800 円	172,200 円
	高校卒	140,100 円	144,500 円	140,100 円
技能労務職	高校卒	137,200 円	141,900 円	---
	中学卒	121,600 円	125,400 円	---

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (24年4月1日現在)

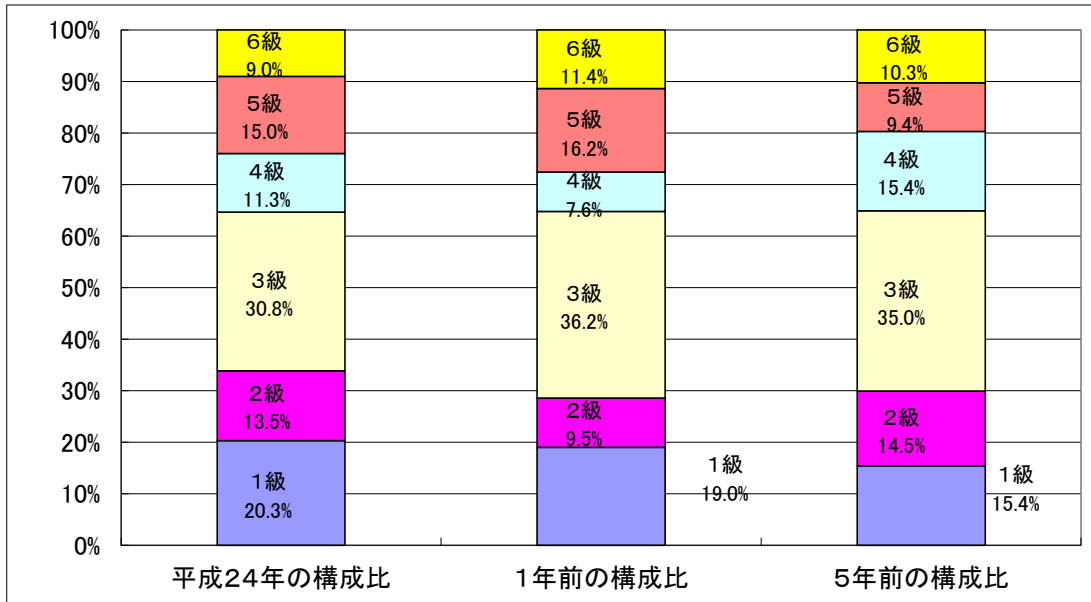
区分	学歴	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	271,000 円	313,500 円	332,500 円
	高校卒	235,700 円	291,900 円	311,700 円
技能労務職	高校卒	---	226,200 円	251,600 円
	中学卒	---	195,000 円	222,700 円

4 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況 (24年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
6 級	課長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして長が規則で定める職の職務	12 人	9.0 %
5 級	課長、参事の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして長が規則で定める職の職務	20 人	15.0 %
4 級	課長補佐の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして長が規則で定める職の職務	15 人	11.3 %
3 級	係長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして長が規則で定める職の職務	41 人	30.8 %
2 級	専門的な知識又は経験を必要とする業務を行う主事等の職務	18 人	13.5 %
1 級	主事、書記、技師、保育士、保健師、看護師、准看護師、栄養士、介護福祉士、社会福祉士、主任介護支援専門員、支援相談員又は社会教育主事の職務	27 人	20.3 %

(注) 1 女川町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。  
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

- 1 勤務成績の評定の実施状況  
 地方公務員法第40条に基づき、毎年10月1日を評定日として全職員に対して勤務成績の評定を実施。  
 2 昇給への勤務成績の反映状況  
 能力と業績の両要素を総合的に評価を実施し、その評価結果に基づき、昇給区分を決定。

5 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

女 川 町		宮 城 県		国	
1人当たり平均支給額(23年度) 1,230 千円		1人当たり平均支給額(23年度) 1,658 千円		---	
(23年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分		(23年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分		(23年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5~15%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5~15% 管理者加算 15~25%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5~15% 管理者加算 10~25%	

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】 勤勉手当への勤務実績の反映状況 (一般行政職)

- ・地方公務員法第40条に基づき、毎年10月1日を評定日として勤務成績の評定を実施。  
 ・勤務成績・能力態度を総合的に評価し、成績率を決定。

(2) 退職手当 (24年4月1日現在)

女 川 町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.5 月分	30.55 月分	勤続20年	23.5 月分	30.55 月分
勤続25年	33.5 月分	41.34 月分	勤続25年	33.5 月分	41.34 月分
勤続35年	47.5 月分	59.28 月分	勤続35年	47.5 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置 (定年前早期退職特別措置 2~20%)			その他の加算措置		
1人当たり平均支給額 2,238 千円 15,785 千円					

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、23年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

支給実績 (23年度決算)		135 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (23年度決算)		135 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
5 級 地	6%	1人	6%

(4) 特殊勤務手当 (24年4月1日現在)

支給実績 (23年度決算)		44 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (23年度決算)		22 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合		1.50 %	
手当の種類 (手当数)			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
防疫作業手当	右記業務に従事した職員	感染症が発生又は発生する恐れがある場合における業務	1日につき1,000円
旅行死亡人取扱手当	右記業務に従事した職員	旅行死亡取扱業務	1日につき3,000円
火葬業務手当	右記業務に従事した職員	火葬業務	1回につき1,500円
医療業務手当	医師のうち院長	医療業務	1月につき600,000円
	医師のうち副院長	医療業務	1月につき500,000円
	医師のうち所長又は診療部長	医療業務	1月につき400,000円
	医師のうち科長	医療業務	1月につき350,000円
	医師のうち医長	医療業務	1月につき300,000円
研究手当	医師	医学研究業務	1月につき200,000円
往診手当	右記業務に従事した医師	往診業務	1回につき往診料の 50/100
	右記業務に従事した職員	往診業務	1回につき往診料の 10/100

## (5) 時間外勤務手当

支給実績 (23年度決算)	21,484 千円
職員1人当たり平均支給年額 (23年度決算)	164 千円
支給実績 (22年度決算)	22,915 千円
職員1人当たり平均支給年額 (22年度決算)	166 千円

## (6) その他の手当 (24年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (23年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (23年度決算)
扶養手当	1 配偶者 13,000円 2 配偶者以外の扶養親族 1人につき 6,500円 ※ 配偶者がいない場合そのうち 1人については 11,000円 ※ 扶養親族である子のうち、満 15 歳に達する日以後の最初の4 月1日から満22歳に達する以後 3 月31 日までの間にある子1 人につき5,000円加算	同	—	16,381 千円	224,400 円
住居手当	1 借家、借間に居住している職員 ア 月額12,000 円を超えて23,000 円以下の家賃を支払っている職員 家賃から12,000円を控除した額 イ 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃から23,000円を控除した額の1/2(その控除した額の1/2 が 16,000 円を超えるときは16,000 円)に11,000円を加算した額	同	—	4,397 千円	274,800 円
通勤手当	1 交通機関等利用者 1ヶ月に要する運賃等の相当額 2 自動車等使用者 ア 普通自動車 片道使用距離により 2,000円～24,500円 イ 普通自動車以外 片道使用距離により 2,000円～55,000円	同	—	907 千円	75,600 円
管理職手当	管理、監督の地位にある職員のうち、規則で指定するものについて、その職務の特殊性に基づき、規則で定める基準に従い支給する。	—	—	7,502 千円	625,200 円
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員に、その勤務1回につき4,200円を支給する。ただし、勤務時間が5時間未満の場合は、その勤務1回につき2,100 円を支給する。	—	—	3,697 千円	94,800 円
休日勤務手当	休日において、正規の勤務時間中に勤務を命じられた職員に規則で定める基準に従い支給する。	同	—	— 千円	— 円
夜間勤務手当	正規の時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務を命じられた職員に条例で定める額を支給する。	—	—	— 千円	— 円
管理職特別勤務手当	管理職にある職員が緊急の必要等により週休日又は休日等に勤務した場合規則で定める基準に従い支給する。	—	—	— 千円	— 円

6 特別職の報酬等の状況（24年4月1日現在）

区分		給料月額等		
給料	市区町村長	826,500 円 ( 870,000 円 )	(参考) 類似団体における最高 / 最低額 826,500 円 / 364,500 円	
	副市区町村長	620,350 円 ( 653,000 円 )	622,000 円 / 265,500 円	
報酬	議長	308,000 円 ( - 円 )	320,000 円 / 200,000 円	
	副議長	251,000 円 ( - 円 )	284,000 円 / 164,000 円	
	議員	235,000 円 ( - 円 )	270,000 円 / 145,100 円	
期末手当	市区町村長 副市町村長 収入役	(23年度支給割合) 2.95 月分		
	議長 副議長 議員	(23年度支給割合) 2.95 月分		
退職手当	市区町村長 副市町村長	(算定方法) 給料月額×在職月数×0.44 " × " ×0.26 -	(1期の手当額) 18,374,400 8,149,440 -	(支給時期) 任期毎 " -
	備考			

- (注) 1 給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額である。  
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

7 職員数の状況

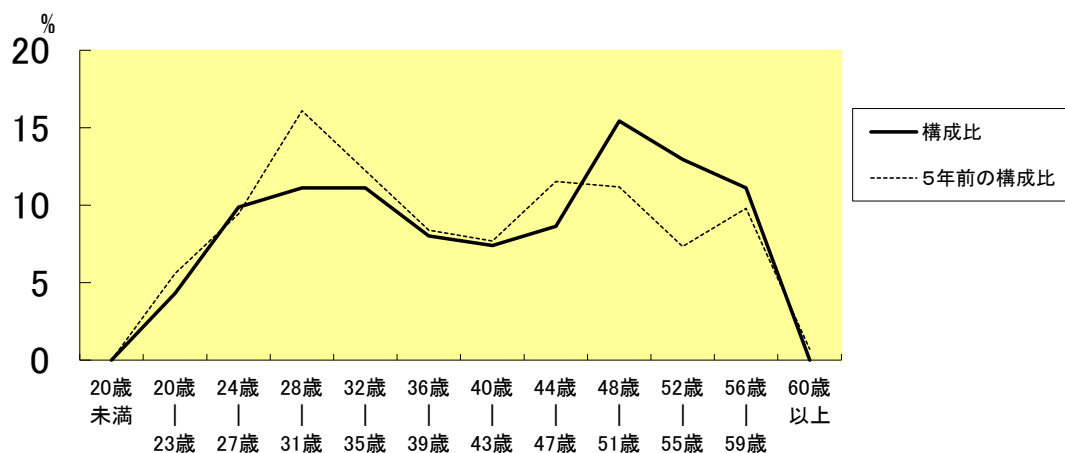
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由
		平成24年	平成23年		
普通 行政 部門	一般行政 (下記を除く)	74	66	8	<参考> 人口1万人当たり職員数 129.92 人 ( 類似団体の人口1万人当たりの職員数 97.94 人 )
	福祉関係	52	50	2	
	計	126	116	△ 3	
計 部 門	教育部門	19	22	△ 2	<参考> 人口1万人当たり職員数 149.56 人 ( 類似団体の人口1万人当たりの職員数 120.78 人 )
	消防部門	0	0	0	
	小計	145	138	△ 5	
会 計 部 門 等	公営企業等 会計部門	17	127	△ 4	<参考> 人口1万人当たり職員数 167.04 人
	小計	17	127	△ 4	
合 計		162 [ 210 ]	127 [ 265 ]	△ 9 [ 0 ]	

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。  
2 [ ]内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (24年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳以上	計
職員数	0人	7人	16人	18人	18人	13人	12人	14人	25人	21人	18人	0人	162人

(3) 職員数の推移

(単位:人・%)

部門別	19年	20年	21年	22年	23年	24年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	125	119	119	119	116	126	1 (△0.91%)
教育	28	25	25	24	22	19	△9 (△0.79%)
消防	0	0	0	0	0	0	0 (%)
普通会計計	153	144	144	143	138	145	△8 (△0.89%)
公営企業等会計計	134	134	131	131	127	17	△117 (△0.95%)
総合計	287	278	275	274	265	162	△125 (△0.92%)

- (注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。  
 2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

**8 公営企業職員の状況**

**(1) 水道事業**

**① 職員給与費の状況**

ア 決算

区分	総費用	純損益又は 実質収支	職員給与費	総費用に占める 職員給与費率	(参考) 平成21年度の総費用に占める 職員給与費率
	A			B/A	%
23年度	千円 216,778	千円 △ 52,281	千円 52,902	% 24.4	% 29.8

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
23年度	人 8	千円 28,010	千円 3,498	千円 9,827	千円 41,335	千円 5,167	千円 6,443

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。  
2 職員数は、平成23年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

**② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況 (24年4月1日現在)**

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
女 川 町	42.6 歳	305,150 円	430,440 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

**③ 職員の手当の状況**

ア 期末手当・勤勉手当

女 川 町		一般行政職	
1人当たり平均支給額(23年度) 1,228 千円		1人当たり平均支給額(23年度) 1,230 千円	
(平成22年度支給割合)		(23年度支給割合)	
期末手当 2.60 月分 ( 1.45) 月分	勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分	期末手当 2.60 月分 ( 1.45) 月分	勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%	

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当 (24年4月1日現在)

女 川 町			一般行政職		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.5 月分	30.55 月分	勤続20年	23.5 月分	30.55 月分
勤続25年	33.5 月分	41.34 月分	勤続25年	33.5 月分	41.34 月分
勤続35年	47.5 月分	59.28 月分	勤続35年	47.5 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置 (定年前早期退職特別措置 2~20%)			その他の加算措置 (定年前早期退職特別措置 2~20%)		
1人当たり平均支給額	- 千円	- 千円	1人当たり平均支給額	1,810 千円	25,673 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、22年度に退職した職員に支給された平均額である。

オ 時間外勤務手当

支給実績 (23年度決算)	1,324 千円
職員1人当たり平均支給年額 (23年度決算)	166 千円
支給実績 (22年度決算)	1,858 千円
職員1人当たり平均支給年額 (22年度決算)	232 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当 (24年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (23年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (23年度決算)
扶養手当	1 配偶者 13,000円 2 配偶者以外の扶養親族 1人につき 6,500円 ※ 配偶者がいない場合そのうち 1人については 11,000円 ※ 扶養親族である子のうち、満 15歳に達する日以後の最初の4 月1日から満22歳に達する以後 3月31日までの間にある子1人 につき5,000円加算	同	—	1,284 千円	160,500 円
住居手当	員 ア 月額12,000円を超えて 23,000円以下の家賃を支払っている職 員 家賃から12,000円を控除した額 イ 月額23,000円を超える家賃 を支払っている職員 家賃から23,000円を控除した額 の1/2(その控除した額の1/2が 16,000円を超えるときは16,000 円)に11,000円を加算した額	同	—	452 千円	225,750 円
通勤手当	1 交通機関等利用者 1ヶ月に要する運賃等の相当 額 2 自動車等使用者 ア 普通自動車 片道使用距離により 2,000円～24,500円 イ 普通自動車以外 片道使用距離により	同	—	283 千円	70,800 円
管理職手当	管理、監督の地位にある職員 のうち、規則で指定するものにつ いて、その職務の特殊性に基づき、 規則で定める基準に従い支給す る。	同	—	— 千円	— 円
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員 に、その勤務1回につき4,200円を 支給する。ただし、勤務時間が5 時間未満の場合は、その勤務1回 につき2,000円を支給する。	異なる	勤務時間が5時間 以内場合の支給額	155 千円	31,080 円
休日勤務手当	休日において、正規の勤務時間 中に勤務を命じられた職員に規 則で定める基準に従い支給する。	同	—	— 千円	— 円
夜間勤務手当	正規の時間として午後10時から 翌日の午前5時までの間に勤務を 命じられた職員に条例で定める額 を支給する。	—	—	— 千円	— 円
管理職特別勤務手当	管理職にある職員が緊急の必 要等により週休日又は休日等に 勤務した場合規則で定める基準 に従い支給する。	—	—	— 千円	— 円